

IFRS Digest

国際財務報告基準(IFRS)を巡る動向 2014年1月1日～2014年1月31日



1. 国際会計基準審議会(IASB)及び欧州等の動向

(1) IFRSの動向

① 作業計画の更新

国際会計基準審議会(IASB)は、2014年1月27日付で作業計画を更新した¹。次ページの表は、主なプロジェクトについて、IFRS Digest 13-12の1.(1)①で取り上げた2013年12月17日付の作業計画と、2014年1月27日付の作業計画との比較を示したものである。主要プロジェクト(MOU関連)のスケジュールについては、変更はない。

¹ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

プロジェクト	公表物等	2013年12月17日	2014年1月27日
アジェンダ協議			
2回目の意見募集		2015年	2015年 (変更なし)
金融危機関連プロジェクト			
IFRS第9号 金融商品(IAS第39号の差替え)			
分類及び測定 (見直し)	最終基準書	2014年1Q-2Q	2014年2Q
減損	最終基準書	2014年1Q-2Q	2014年2Q
マクロ・ヘッジ会計	討議資料	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)
MOU項目関連プロジェクト			
リース	再審議	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)
収益認識	最終基準書	2014年1Q	2014年1Q (変更なし)

② 審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトの動向

審議中のMOU項目関連・金融危機関連のプロジェクトに関する、2013年12月のボード会議までの動向については、[過去のIFRS Digest](#)を参照。2014年1月のボード会議²では、金融商品一分類・測定、金融商品一減損及びリースの審議が行われている。

■ 金融商品一分類及び測定

IASBは、金融資産の分類及び測定と、保険契約負債の会計処理の関連性、開示規定、初度適用企業の比較財務情報の開示、早期適用並びにその他の移行上の論点について審議を行った。IFRSの初度適用企業に対し、IFRS既適用企業と同様の比較財務情報の開示の免除規定を設けること等が暫定的に決定されたほか、最終版のIFRS第9号の公表から6ヶ月経過後より、古いバージョンのIFRS第9号の早期適用を禁止すること等、公開草案における提案が再確認された。

IASBは、2014年2月のボード会議において、IFRS第9号の強制適用日について審議する予定である。

(FASBの暫定合意-IFRSとのダイバージェンス拡大)

FASBは、2014年1月のボード会議において、金融商品の認識及び測定に関する会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)案を審議し、金融資産の分類及び測定について、IASBと合同で開発してきた事業モデル評価に基づくモデルの検討を続行しないことを暫定的に決定した。

FASBは今後の会議において、債券と貸付金で会計処理が分かれている現行U.S. GAAPの改善について分析し、現行規定を維持するのか、両者に単一の分類・測定基準の開発を検討するかを決定する予定である。

■ 金融商品一減損

IASBは、表示及び開示規定に関する審議を行った。公開草案の提案に寄せられたコメント及びこれまでの再審議での暫定合意に対応するため、金融資産のグロス

² <http://media.ifrs.org/2014/IASB/January/IASB-Update-January-2014.pdf>

の帳簿価額の増減表の開示や担保及びその他信用補完に関する開示など、一部の開示規定について修正する決定が行われた。

1月のボード会議で、主な審議は終了となった。IASBは、次回のボード会議において、IFRS第9号の強制適用日とその他の論点、及び最終化に向けての手続について審議する予定である。

2014年1月の金融商品の審議に関する概要については、あずさ監査法人の[IFRS – Financial Instruments Newsletter – Issue 19](#)(英語。近日中に日本語訳を掲載予定)を参照。

■ リース

IASBとFASBは、2013年5月に公表したIASBの公開草案(ED/2013/6)「リース」³及びFASBのASU案「リース」⁴に対する再審議を開始した。2014年1月のボード会議では、主にリースの貸手及び借手の分類モデルについて審議が行われたが、具体的な意思決定は行われなかった。2014年1月の審議の概要については、[IFRS – Leases Newsletter – Issue 13](#)(英語。近日中に日本語訳を掲載予定)を参照。

③ MOU項目関連以外の主なプロジェクト(公開草案公表済みのもの)

■ IFRS第14号「規制繰延勘定」を公表

IASBは2014年1月30日、IFRS第14号「規制繰延勘定」⁵を公表した。IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業のうち、従前の会計原則において規制繰延勘定を計上している企業のみが適用を選択できる暫定的な基準である。本基準は、IFRSを既に適用している企業には適用されない。本基準の主な内容は、以下のとおりである。

- 料金規制活動に従事するIFRSの初度適用企業は、従前の会計原則にもとづいて認識していた規制繰延勘定を、継続して認識することが認められる(強制ではない)。
- 規制繰延勘定の認識を継続する場合は、財政状態計算書において残高を別掲するとともに、当期純利益及びその他の包括利益計算書においてその変動額を別掲する。
- 料金規制の性質や規制繰延勘定を認識した結果生じるリスク、並びに企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローに及ぼす料金規制の影響等について、定性的、定量的開示を行う。

IFRS第14号は、2016年1月1日以降開始する年次報告期間から適用される。早期適用も認められる。

IFRS第14号の概要については、あずさ監査法人の[IFRS News Flash](#)(日本語)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2013/21号](#)(英語)を参照。

³ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Leases/Exposure-Draft-May-2013/Documents/ED-Leases-Standard-May-2013.pdf>

⁴ http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobnocache=true&blobwhere=1175827732013&blobheader=application%2Fpdf&blobheadername2=Content-Length&blobheadername1=Content-Disposition&blobheadervalue2=2481449&blobheadervalue1=filename%3DProposed_Accounting_Standards_Update%25E2%2580%2594Leases_%2528Topic_842%2529%25E2%2580%2594a_revision_of_the_2010_proposed_FASB_Accounting_Standards_Update.pdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs

⁵ (IASBのプレス・リリース)<http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-issues-interim-Standard-on-rate-regulated-activities-January-2014.aspx>

■ IFRS第3号の導入後レビューに関する情報募集(Request for Information)を公表

IASBは2014年1月30日に、情報募集「導入後レビュー：IFRS第3号『企業結合』」⁶を公表した。導入後レビューは、新たなIFRSの公表または大幅な修正が行われた場合に、関連するIFRSが投資者、作成者及び監査人に対して与えている影響を評価することを目的として、通常、新たな要求事項が世界中で2年間適用されたのちに（一般的には強制適用日から30ヶ月から36ヶ月経過後）、実施されるものである。情報募集の締め切りは2014年5月30日である。情報募集の概要については、[IFRS IN THE HEADLINES 2014/2](#)（英語）を参照。

■ 投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)

IASBは2012年12月13日に、公開草案(ED/2012/6)「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」⁷を公表した。この公開草案は、投資者（その連結子会社を含む）とその関連会社または共同支配企業との間で売却または拠出された資産がIFRS第3号「企業結合」に定義する事業を構成する場合は、投資者の財務諸表において、その利得または損失の全額を認識し、事業を構成しない場合は、関連がない投資者の持分の範囲でのみ利得または損失を認識することを提案している（概要については、あづさ監査法人の[アカウンティングニュース](#)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2012/21号](#)を参照）。

2014年1月のボード会議では、IASBは、親会社が、事業を構成しない子会社の支配を喪失したものの、投資の一部を留保しており、その投資に持分法を適用する場合、留保する元子会社に対する投資の公正価値測定から生じる利得または損失を、元子会社に関連しない投資者の範囲内でのみ認識することで暫定的に合意した。

■ 共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂案)

IASBは2012年12月13日に、公開草案(ED/2012/7)「共同支配事業に対する持分の取得(IFRS第11号の改訂案)」⁸を公表した。この公開草案は、企業が事業を構成する活動を行っている共同支配事業に対する持分を取得した場合、IFRS第3号及び他の基準書における事業結合会計に関する原則及び開示規定を適用することを提案している（概要については、[アカウンティングニュース](#)及び[IFRS IN THE HEADLINES 第2012/22号](#)を参照）。

2014年1月の会議では、IASBは以下の2点について暫定的に合意した。

- 共同支配を既に有している共同支配事業の追加持分を取得し、共同支配を引き続き有する場合、その共同支配事業に対する当初の持分を再測定しないことを明確化する。
- 報告企業を含む、支配を共有する当事者が、同一の当事者の共同支配下にある場合、IFRS第11号「共同支配の取決め」に関する改訂は適用されないという適用除外規定を追加する。

6 (IASBのプレス・リリース) <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-begins-consultation-on-Post-implementation-Review-of-IFRS-3-January-2014.aspx>
 (情報募集) http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/PIR/PIR-IFRS-3/Request-for-Information-January-2014/Documents/RfI_PIR_IFRS3-Business-Combinations.pdf

7 <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IFRS-10-IAS-28/Exposure-Draft-December-2012/Documents/ED-2012-6.pdf>

8 <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Acquisition-Joint-Operation/Exposure-Draft-December-2012/Documents/ED-2012-7.pdf>

④ IFRS財団のモニタリング・ボード、新メンバーを公表

(過去の経緯)

IFRS財団のモニタリング・ボードが2012年2月9日に公表した「IFRS財団のガバナンス改革に関する最終報告書」⁹では、IFRS財団のガバナンス改革の一環として、モニタリング・ボードのメンバーに関して、主に以下の決定を行っていた。

- 主に主要な新興市場からメンバーを追加する(最多で4席。ただちに全席を追加する必要はない)。
- 証券監督者国際機構(IOSCO)と協議の上、2席の交代制のメンバー制度を導入する。
- メンバー要件として、高品質で単一の国際的な会計基準の推進にコミットしなければならないとされており、それは、自国での「IFRSの使用」とIFRS財団への資金拠出によって示される(メンバー要件については、その後明確化が図られている([IFRS Digest 13-2の1.\(2\)を参照](#))。)

モニタリング・ボードは、これを踏まえて、モニタリング・ボードのメンバー拡大に関する検討を進めており、2013年5月20日から2013年6月30日にかけて新規メンバーの募集を行っていた¹⁰。モニタリング・ボードの過去の経緯については、[IFRS Digest 13-10の1.\(1\)⑥を参照](#))。

IFRS財団のモニタリング・ボードは2014年1月28日、モニタリング・ボードのメンバーの新たなメンバーを2名指名した旨を公表した¹¹。

- ブラジル証券取引委員会(Comissão de Valores Mobiliários)
- 韓国金融委員会(Financial Services Commission)

メンバーは、2013年3月1日に公表されたメンバー要件¹²、及び2013年5月2日に公表された選定プロセス¹³に基づいて評価された。新規メンバー最大4席のうち、残り2席分については、引き続き審査が行われている。

(2) 欧州の動向

① 國際評価基準委員会、國際評価基準の公開草案「設例 第1章—価値の基礎」を公表

国際評価基準委員会(International Valuation Standards Council; IVSC)は2013年12月3日、公開草案「設例 第1章—価値の基礎」¹⁴を公表した。

本公開草案は、国際評価基準のフレームワークで議論されている評価の概念や原則の多くについて設例を提供するための一連のプロジェクトの第1章である。このプロジェクトの目的は、様々なシナリオにおける適用を例示することによって、概念についての実務家の理解を容易にすることを目的としている。設例は、国際的な評価基準の一部を構成するものではなく、他のいかなる基準に代わるもの、他のいかなる基準を修正するものではない。

⁹ <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Documents/GovernanceReviewFinalReportFeb2012.pdf>

¹⁰ <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130521-1/02.pdf>

¹¹ (モニタリング・ボードのプレス・リリース:英語) http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20140128-1.pdf

(金融庁ウェブサイト) <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20140128-1.html>

¹² (IASB/IFRS財団:英語) http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20130301-1.pdf

(金融庁ウェブサイト:日本語) <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130301-1.html>

¹³ (IFRS財団ウェブサイト) <http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Pages/Monitoring-Board-agrees-on-procedure-and-time-table.aspx>

(IOSCOのプレス・リリース) http://www.iosco.org/monitoring_board/pdf/Press20130502-1.pdf

(金融庁ウェブサイト:仮訳) <http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20130502-1/01.pdf>

¹⁴ <http://www.ivsc.org/sites/default/files/Exposure%20Draft%20Jan%2014.pdf>

本公開草案の中では、IFRS第13号で定義される公正価値と国際評価基準で定義される公正価値の関係についても言及されている。

IVSCは国際的な評価基準の設定主体であり、財務報告を含む数多くの領域における評価への適用を目的として評価基準を公表している。IVSCの評価基準は、IASBが正式に採択するものではないため、強制力はない。

(3) 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年1月1日から2014年1月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである(2014年1月31日時点で公表済みのもの)。

- IFRS財団評議員会¹⁵(2014年1月27-28日、ミラノ)

2. 米国の動向

(1) 財務会計基準審議会(FASB)の動向

① 未完了のMOU項目関連のプロジェクトの動向

FASBの金融商品プロジェクトの動向については、前述1.(1)②を参照。

② のれんの償却に関する非公開企業に対する基準の公表

FASBは、2014年1月16日、ASU第2014-02号「のれんの会計処理」¹⁶を公表した。本ASUは、非公開企業に対する企業結合後ののれんの会計処理に関する規定であり、米国非公開企業協議会(PCC)で提案され、FASBの承認を経て公表されたものである(IFRS Digest 13-11の2.(1)①を参照)。本ASUの主な内容は以下のとおりである。

- のれんを10年間(または、特定の状況においては10年未満の期間)にわたって償却することを認める。
- 減損テストは、被取得企業の公正価値が帳簿価額を下回ることを示すトリガーとなるイベントが発生した場合にのみ実施する(すなわち、年次の減損テストを実施する必要はない)。
- 減損テストは、企業レベルで実施することを選択できる。

なお、FASBは同時に、非公開企業に対する特定の種類の金利スワップのヘッジ会計についての簡便的な処理を認める、ASU第2014-03号「変動受・固定払金利スワップ—ヘッジ会計の簡素化」¹⁷も公表した。

15 <http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/Trustees-January-2014.aspx>

16 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163744355

17 http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176163744404

3. 日本の動向

(1) 金融庁の動向

① 単体開示の簡素化を図るための財務諸表等規則等の改正案の公表

金融庁は、2014年1月14日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」¹⁸等を公表した。

本改正案は、金融庁の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が2013年6月20日に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(当面の方針)¹⁹を踏まえ、単体開示の簡素化を図るため、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(財務諸表等規則)及び企業内容等の開示に関する内閣府令等について所要の改正を行うことを提案するものである。

金融庁は、「当面の方針」を踏まえ、連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、以下の改正を行うことを提案している。

財務諸表	改正案
本表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)	会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式を規定する
注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容	財務諸表における開示を免除する(例:リース取引に関する注記)
	会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目
	有用性等を斟酌した上で従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、以下の改正を行う <ul style="list-style-type: none"> ■ 財務諸表における開示を免除する(例:主な資産及び負債の内容) ■ 非財務情報として開示する(例:配当制限の注記)

また、中間財務諸表等規則等及びガイドラインについても所要の改正を提案している。

18 <http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130114-2.html>

19 <http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html> (概要については、[IFRS Digest 13-6の3.\(2\)](#)②及びあづさ監査法人の[IFRS News Flash](#)を参照))

(2) 企業会計基準委員会(ASBJ)の動向

① 第7回 IFRSのエンドースメントに関する作業部会

ASBJは、2013年7月25日に設置した「IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下、作業部会）」において、「エンドースメントされたIFRS」を開発するための検討を行っている([IFRS Digest 13-7](#)の2.(2)②を参照)。エンドースメントされたIFRSの開発にあたっては、IASBが設定した個々の会計基準等を修正することなしに採択可能か否かを判断するとともに、どのような項目についてガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても検討が行われる。

第4回までの作業部会では、日本基準とIFRSの個別規定とを比較することにより、「検討が必要な項目の候補」の抽出が行われた。第5回からは、「検討が必要な項目の候補」に関する詳細な分析が開始されている。

第7回の作業部会(2014年1月9日)²⁰では、以下の論点について、第4回までに抽出された「検討が必要な項目の候補」に関する検討が行われた。

- 修正後発事象(IAS第10号)
- のれんの非償却(IFRS第3号)
- 全部のれんと購入のれん(IFRS第3号)
- 子会社の報告日の統一(IFRS第10号)
- 開発費の資産計上(IFAS第38号)
- 過去勤務費用(IFAS第19号)
- 再測定のノンリサイクリングと利息純額アプローチ(IFAS第19号)
- 金融負債と資本の分類(IFAS第32号)
- 金融資産の減損(償却原価で計上されている金融資産)(IFAS第39号)
- 資本性金融商品のOCIオプション(IFRS第9号)
- 公正価値オプションに指定された金融負債の自己の信用リスク(IFRS第9号)
- 非上場株式の公正価値測定(IFRS第9号)

なお、「検討が必要な項目の候補」に関する検討は第7回で終了し、2014年2月3日の第8回作業部会では、これまでの検討内容の整理が行われた。詳細については、次号のIFRS Digestに掲載する予定である。

²⁰ <https://www.asb.or.jp/asb/asbj/endorsement/minutes/20140109.jsp>

② その他のIFRS関連プロジェクト

■ 報告及びコメント対応など

第279回企業会計基準委員会(2014年1月10日)²¹及び第280回企業会計基準委員会(2014年1月27日)²²では、以下のコメント対応及び報告が行われた。

- IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況(前述3.(2)①を参照)
- IASBディスカッション・ペーパー(DP/2013/1)「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」²³に対するコメント対応、及び報告(1月10日:コメント対応、1月27日:報告)
- IASBにおけるリース・プロジェクトの検討状況の報告
- IASBにおける金融商品プロジェクトの検討状況

21 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140110/20140110_index.jsp

22 https://www.asb.or.jp/asb/asbj/minutes/20140127/20140127_280g.jsp

23 (IASBのプレス・リリース)
[\(ディスカッション・ペーパー\)](http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-a-Discussion-Paper-on-the-Conceptual-Framework.aspx)
<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Conceptual-Framework/Discussion-Paper-July-2013/Documents/Discussion-Paper-Conceptual-Framework-July-2013.pdf>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を緻密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.